

令和8年度 極光の会 事業計画

はじめに

この国に暮らすすべての人は健康で文化的な生活を営む権利を有している。その権利を保障する責任を負うのは国と自治体であり、社会福祉法人はその公的責任を補完するために設立された非営利組織である。社会福祉法人「極光の会」は地域に根ざした福祉サービスを展開し、高齢者福祉・障害福祉・生活困窮者支援・地域交流事業など、多様な活動を通じて住民の生活を支えてきた。誰もが、いつでも、どこに住んでいても必要な支援を受けられる社会の実現をめざし、今後も活動を継続していく姿勢を明確にしている。

近年、権利としての社会福祉を守るために「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立した。この改正では地域共生社会の実現に向けて住民の取り組みが責務として位置づけられ、地域における支え合い・助け合いの重要性がこれまで以上に強調されている。具体的には・断らない相談支援・地域づくりに向けた支援・参加支援が新たな事業として示され、既存の介護・障害・子ども・生活困窮などに関する相談支援を包括的に扱う仕組みが整えられつつある。しかし、多様化・複雑化する生活課題に対応するには、専門性や経験、そして財政的な裏付けが十分とは言い難い。行政機関や社会福祉協議会が担ってきた機能の一部が社会福祉法人へ委譲されつつある現状を踏まえると、将来的には民間団体や地域住民が主体となる地域共生が求められるようになるであろう。その際、地域における自己責任だけに依存するのではなく、住民同士の助け合いと公的責任の両立が重要となります。

「極光の会」は地域の一員として公的責任を補完しながら、地域住民の生活を支える重要な役割を担っている。地域の課題を最も身近に把握し、行政では届きにくい領域に手を差し伸べられる存在であるからこそ、その専門性の強化と財政的な安定が欠かせない。誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには国・自治体・社会福祉法人・地域住民がそれぞれの役割を果たしながら、共に支え合う仕組みを構築していく必要がある。地域共生社会の実現は、社会全体の責務であり、その達成に向けた取り組みを強化していくことが不可欠である。

社会福祉法人に求められる役割は単に福祉サービスを提供するだけでは地域社会の生命線としての存在価値は守れません。「極光の会」はこれまで、高齢者支援・障害福祉・地域交流事業・季節行事の企画運営など、地域の暮らしに寄り添う多様な取り組みを積み重ねてきました。年末反省会などは単なる行事ではなく、地域の絆を育てる“社会の土台づくり”そのものでした。しかし、真面目に事業を続けているだけでは、公共政策の観点から評価される「公共性」や、住民の公益的活動として認められる「公益性」は十分に高まりません。地域にとって不可欠な存在であると胸を張って言うためには、これまでの実績を超える新たな価値を創り出す必要があります。コロナ禍を経た今、社会福祉法人にはこれまで以上に革新的な姿勢が求められています。孤立・担い手不足・地域の疲弊などの課題は複雑化し待ったなしの状況です。にもかかわらず変化への対応が後ろ向きになれば、社会福祉法人としての使命を果たすことはできません。

「極光の会」は本来、社会問題に対して先駆的に挑む存在であるべきです。新たな役割期待に対し、積極的に応えていく覚悟が問われています。そのために必要なのは目の前の課題を解決するだけで

はなく、問題を事前に発見し、適切に対処する“先読みの力”です。全体を俯瞰する視点を失えば、組織の発展に必要な動きは見えなくなり、目標達成は遠のきます。だからこそ、理事会・評議員会には事業全体を捉え、目的と現状を照らし合わせながら、必要な軌道修正をその都度行う役割があります。これは単なる会議体の責務ではなく、地域の未来を左右する、極めて重要な意思決定の場です。

「極光の会」は地域の笑顔を支え、住民の暮らしを守るために存在しています。その使命を果たし続けるため、変化を恐れず挑戦を続ける組織でなければならない。全体を見渡し目的に沿って歩みを調整し続けることができた時、先に掲げた命題は必ず克服できます。そして「極光の会」は、地域から揺るぎない信頼を寄せられる社会福祉法人として、さらに力強く前進していくはずで

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を切れ目なく提供し、すべての国民が互いの人格と個性を尊重しながら安心して暮らせる地域社会の実現を目指す法律です。この理念は単なる制度の枠組みにとどまらず、地域で暮らす一人ひとりの人生に寄り添い、誰もが自分らしく生きることを支えるという、福祉の根幹そのものを示しています。「極光の会」は障害者総合支援法の理念を言葉ではなく行動で示してきました。そしてこれからも地域に光を届ける存在として、利用者一人ひとりの人生に寄り添い、地域社会の未来をともに創り続けていく必要があります。法人の活動は地域の希望であり、共生社会を実現する原動力です。その歩みを止めない限り、この地域の未来は必ず明るくなるでしょう。その確信を胸にこれからの一步を力強く踏み出していきます。

福祉事業の現場には障害の程度や特性にかかわらず働きたいという思いを抱く多くの方々があります。就労系サービスはその思いを形にするための大切な道筋であり、とりわけ「就労継続支援B型事業」は一般就労が難しい方にとって働くことを諦めないための場として重要な役割を担っています。その中で「極光の会」が運営する「玄輝門」は単なる作業提供の場にとどまらず、地域における働く希望の受け皿として独自の価値を築いてきました。支援に基づく軽作業が可能な方だけでなく、障害が重く常時に近い見守りが必要な方・一般就労後に退職を余儀なくされ新たな働く場を必要とする方・働く喜びや誇りを求める方など制度上の線引きにとらわれず、誰一人として排除しない受け入れ体制を整えています。これは長年掲げてきた“地域で共に生きる”という理念を最も実践的な形で表現している取り組みです。

制度の枠に収まらない柔軟な受け入れ、生活全体を支える法人の総合力、そして地域と共に歩む姿勢。これらが結びつくことで、「玄輝門」は単なる福祉サービスではなく、地域における働く希望の灯台として揺るぎない存在となっています。障害の重さや背景に左右されず、誰もが働く喜びを得られる社会を実現するために、私たちの果たす役割は今後ますます重要となり、この取り組みを地域の誇りとして発展させ、利用者一人ひとりの人生に寄り添い続ける責務があります。私たちの存在は地域福祉の未来を照らす力そのものであり、その価値は揺るぎません。

近年、地域での自立した暮らしを望む方々が増加し、「共同生活援助事業（介護サービス包括型）」であるグループホーム「玄輝門住宅A」はその受け皿としてますます重要な役割を担うようになっていきます。障害者総合支援法においても、利用者一人ひとりの希望や課題を丁寧に確認しながら、一人暮らしに向けた支援や、地域生活へ円滑に定着するための相談支援が明確化されました。これは地域で暮らすという当たり前の願いを実現するための大きな一歩です。さらに、重度化・高齢化・そして

親亡き後を見据えた支援体制の強化が求められる中、緊急時対応や施設から地域への移行を推進する地域生活支援拠点等の整備が努力義務として位置付けられました。そこで地域行事への参加や、関係機関との連携強化・家族支援の充実など、地域福祉の基盤づくりにも積極的に取り組んでいます。その中で「玄輝門住宅A」が果たす役割は決して小さくありません。日々の生活支援はもちろん、利用者の将来を見据えた自立支援・緊急時の柔軟な対応・地域とのつながりを育む取り組みなど、地域生活支援の最前線としての責務があります。制度が変わり、社会のニーズが変わり、利用者の人生が続いていく限り、支援の質を高め続ける努力が必要です。

どこで誰と生活するのか。誰からどのような支援を受けるのか。これは制度が決めるものではなく、利用される方自身が選び取るべきものです。私たちは、その選択を共に考え、共に支え、共に実現していく存在でありたいと考えています。そのために「極光の会」は、制度に縛られた運用ではなく、制度を活かす運用を徹底し、利用者の生活の質を高めるために柔軟な支援を展開してきました。協力機関との連携を深め、地域の中で安心して暮らし・働き・楽しむことができる環境をさらに整えていきます。

制度は人を拘束するために存在するのではなく、人が尊厳をもって生活するためにこそ設けられるものであります。「玄輝門」および「玄輝門住宅A」は利用者一人ひとりが望む自立した生活の実現に向け、今後も不断の努力を重ねてまいります。これらの積み上げこそが地域における安心した暮らしの基盤を形成し、ひいては「極光の会」が掲げる“誰もが地域で輝ける社会”の実現へと結びつくものであります。また、地域生活支援の重要な一翼を確実に担い、地域福祉の未来を支える中核的存在となるため、揺るぎない情熱と責務を果たす行動が求められております。

I 施設の概要

玄輝門

- 1 施設名 玄輝門 (就労継続支援B型事業)
- 2 所在地 南津軽郡藤崎町大字榊字植田33番地1
- 3 設置主体 社会福祉法人 極光の会 (法人認可 平成14年3月22日)
- 4 理事長 成田 和歌子
- 5 施設長 成田 和歌子
- 6 開所年月日 平成23年9月1日 (旧法通所授産 平成15年4月1日)
- 7 施設定員 20名

8 施設の規模

- ① 敷地 玄輝門本体：1751.86㎡ 榊字植田33-1
作業棟：385.35㎡ 榊字植田32-5
倉庫(榊字宮本地区)：586.79㎡ 榊字宮本37-5・38-3
- ② 玄輝門 榊字植田33-1 玄輝門 作業棟(さをり班)
(本体+作業棟) 建築面積：715.74㎡ (567.51㎡+148.22㎡)
延床面積：641.76㎡ (407.42㎡+234.34㎡)
建物1階：535.77㎡ (407.42㎡+128.35㎡)
建物2階：105.99㎡ (105.99㎡)
- ③ 作業棟 (農耕班) 榊字植田32-5
建築面積：211.98㎡
建物1階：105.99㎡
建物2階：105.99㎡
- ③ 倉庫 (農耕班) 榊字宮本37-5・38-3
建築面積：248.06㎡
建物1階：193.77㎡
建物2階：54.29㎡
- ④ ビニールハウスA : 52.50㎡
ビニールハウスB : 68.00㎡

- 9 送迎車輛等
スズキイグニス 5人乗り 1台
ホンダステップワゴン 8人乗り 1台
日産キャラバン 14人乗り 2台
ミツビシローザ 29人乗り 1台

- 10 就労設備等
トヨタダイナ 6人乗り 1台
日産アトラス 6人乗り 1台
スバルサンバー 2人乗り 1台
コマツ タイヤショベル 1台

ヤンマー トラクター	1 台
大型除雪機	2 台
農耕用機器	1 式
木工用機械	1 式
さをり織り用機器	1 式

玄輝門住宅A

- 1 施設名 玄輝門玄輝門住宅A（介護サービス包括型共同生活援助事業）
- 2 所在地 榊1号棟 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-1
榊2号棟 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-4
中島1号棟 南津軽郡藤崎町大字中島字種元31-5
- 3 設置主体 社会福祉法人 極光の会（法人認可 平成14年3月22日）
- 4 理事長 成田 和歌子
- 5 施設長 成田 和歌子
- 6 開所年月日 平成23年9月1日（旧法 平成17年3月1日）
- 7 施設定員 中島1号棟 4名 榊1号棟 4名 計8名

8 施設の規模

① 玄輝門住宅A 榊1号棟 榊字宮本37-1

木造2階建（エレベーター付） イ準耐火建築物

敷地 1933.00㎡

建築面積 302.04㎡

建物1階 263.33㎡ 居住部

建物2階 230.21㎡ 福祉避難所 計 493.54㎡

形態 自己所有

施設定員 4名

② 玄輝門住宅A 榊2号棟

南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-4

木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 （リフォーム等必要）

敷地 405.49㎡

建物1階 139.11㎡

形態 自己所有

施設定員 未定

③ 玄輝門住宅A 中島1号棟 中島字種元31-5

木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

敷地 438.00㎡

建物1階 118.53㎡ 居住部

建物2階	29.16㎡	居住部	計	147.69㎡
形態	賃貸物件			
施設定員	4名			

9 送迎車輛等	スバルプレオ	4人乗り	1台
	大型除雪機		1台

II 施設の運営

1、基本方針

玄輝門は、働く意思と能力がありながら、一般雇用が困難な障害者に、農耕や木工・さをり織り・手工芸等の作業活動や、日常生活上の養護・訓練などを通して、喜んで社会的な自立をするために必要な諸条件を、援助・支援することを目的として設立された通所の施設です。

人間誰しも生命や人格・基本的人権が平等に尊重されねばならない。心身に障害を持ち、社会への適用が不十分な人でも、その発達の保障は当然である。そのためには、個々の利用者の障害を十分に把握して、個々の特性・能力・要求等を職員全体で理解し、常に変わらぬ愛情と厳密な観察で、きめ細かな指導計画を持ち、根気強く就労活動・サービスを行ないます。

ただ現状では一般的な就労を目指す人から、福祉的な就労を目標とする人・生活訓練から身辺自立・生活自立を目指す人等まで多様であるので、作業能力等の向上を支援する機能と、生活訓練・身辺処理能力等の充実向上を援助する機能を具備し、利用者が大願を成就させるべく不便不快の無い施設を目指します。

2、利用者の指導方針

- ① 利用者個々の特性を十分理解し、性格にあった作業、個性を發揮できる作業、隠れた才能を伸ばすことのできる作業・訓練を大切にし、日々の生活に張り合いや生きがいを持てるよう支援・サービスする。
- ② 就労作業活動等を通して、心を開き身体を鍛える“心身の健康”を指導の基盤とし、自分自身に対するの自信を持ち、作業に対するの忍耐力を高めるよう支援する。
- ③ 本施設の地域性に立脚し、利用者の実態からみて、安全で健康的・共同で取り組める作業・原材料の入手・永続性・作業量や製品の利用価値等から農耕・花園管理等を就労活動の中心にする。
- ④ より親しみやすい支援・サービスの場にするため、年間を通じて利用者の興味や希望により様々な行事等を計画する。
- ⑤ 作業能力の向上と共に作業態度・作業習慣の確立に合わせて、生活習慣の確立と、職場の人々との人間関係の指導育成も重視していく。

3、指導者の信条

- ① 指導者として自覚と誇りを持ち、思いやりのある指導者であろう。
- ② 利用者と保護者から信頼される指導者であろう。
- ③ 常に健康で明朗な指導者であろう。
- ④ 口より体で指導し、根気強い指導者であろう。
- ⑤ 学びつつ利用者と共に歩む指導者であろう。
- ⑥ 施設に利用者と共に誇りを持ち、職場の融和を図る指導者であろう。
- ⑦ 常に研究心を持ち、修養を積み、計画行動ができる指導者であろう。

4、支援の具体的な方針

- ① 利用者個々の障害等を十分認識し、特性・個性を大切にし、施設職員全員にて同一方針で支援・サービスにあたる。（職員会議等で確認し、個別支援計画作成時に具体的な授産活動・支援方針を立て、4ヶ月間で評価を行い、方針等を再確認していく。）
- ② 利用者の日々の就労活動・施設生活等や家庭生活を施設・保護者共に連絡を密にし、互いに理解し合い協力しながら支援にあたる。
- ③ 利用者・職員ともに健康管理には十分に留意し、明るく健康な施設にするよう、全員で努力していく。
- ④ 利用者に対しては、いかなる差別・虐待・体罰・人権侵害等も許さず、どんな微細なことでも話題になるような職場にし、権利を守っていく。（子細は下記参照のこと）
- ⑤ 指導者の力量を高めるため、部外の指導者の招聘等、職員の研修体制も整え、指導事例研究会等も計画する。

（4の④項目の利用者への接し方マニュアル）

利用者の支援・指導にあたっては、特に下記の項目を厳禁とし、処遇の向上を図り、利用者の就労への支援目的を達成したい。

- (1) 殴る・蹴る・その他、直接利用者の身体に侵害・体罰・暴力を与える行為。
具体的には、利用者が施設におけるいろいろな約束を破ったり、反社会的な行為等があっても、改善に向かって納得させる様な指導・注意はよいが、身体に少しでもふれたり、手をかける等いかなる行為も禁止される。
- (2) 指導支援等に当たっての不適切な発言や暴言。
具体的には、利用者に対し『バカ・アホ・マヌケ』等、相手に不快な気分を与える言葉や馬鹿にする言葉、身体的な欠点を指摘する言葉等や、大声で怒鳴ったりして恐怖を与える言葉や暴言等全て禁止される。
- (3) 合理的な範囲を越えて長時間一定の姿勢をとるよう求めることや、拘束すること。
身体的に苦痛を伴う長時間の姿勢や拘束等全て禁止される。
- (4) 給食等を与えないで差別すること。
罰として、正規の昼食をさせないで、身体に苦痛を与える行為を指す。
- (5) 適切な休息時間を与えず、長時間作業を継続させること。
- (6) 施設を諸条件から「退所させる」「送迎できない」などのように脅かすこと
- (7) 性的な嫌がらせをすること。
相手に性的に不快な思いをさせる行為・態度・言葉等は、正しく支援活動をする上からもあってはならない。
- (8) 当該利用者を見捨てたり、他と差別したり、放置すること。
話しかけられたらできるだけ親しく相手をし、誰とでも平等に接して不平等感を抱かせないよういつも注意し、どんな些細なことでも放置することがあってはならない。

なお、緊急的な切迫した事態においての拘束等の具体的な行為が禁止事項に当たるかどうかについては、健康状態・利用者と職員との関係・当該行為の行われた場所・時間的環境等の諸条件を、勘案して判断する。また、強度の自傷行為や他の利用者・職員等への加害行為の制止等や、急迫した危険行為に対しての身体・精神の保護等も大切であるが、できるだけそれらの行為に対し今までの経験を生かして冷静に判断し対応することが重要となる。

もし緊急的な切迫した危険行為等に対して事故防止のために拘束等に近い行為が行われたときは切迫性・非代替性・一時性・健康状態・利用者と職員との関係・当該行為の行われた場所・時間的環境等の諸条件等を詳しく記録し保存することとする。

Ⅲ 利用者の処遇

1. 指導目標

障害のある方を一人の社会人として尊重し、その人らしい感性豊かな心身の発達を保障することを基本方針とする。日々の就労作業を通じて、働くことの必要性や喜び、達成感を実感できるよう支援し、社会参加への意欲を育む。さらに、買物訓練や社会見学、地域での体験活動、職場実習など、多様な学びの機会を積極的に取り入れ、社会生活に必要な知識やマナー、対人関係の力を身につけられるよう支援する。こうした実践を重ねることで、利用者一人ひとりが自らの可能性を広げ、地域社会の一員として主体的に生活できる力を育てることを目標とする。玄輝門では単に作業能力の向上を図るだけでなく、働くことを通して自己肯定感を高め、社会とのつながりを実感しながら、将来的な社会的自立へとつながる支援を大切にしている。

2. 作業班及び工賃

玄輝門では個人の能力と個性に合わせた処遇を基本に、農耕班、さをり班、手芸班の3班の就労作業班体制とし、その売上金より必要経費を除いた収益から、利用者に対して工賃規程に基づき平均3,000円以上の工賃を支払う事としている。

一昨年の令和5年度の売上は4,647,192円で、工賃として1,853,500円を支払っており、利用者1人当りの工賃は約7,355円/月でした。昨年令和6年度の売上は4,392,150円、工賃は1,856,600円で、1人当りの工賃は約7,486円/月です。令和7年度は、令和7年3月末までに売上は4,000,000円、工賃総額は1,750,000円、利用者1人当りの工賃は約7,700円/月と想定しています。工賃向上計画の目標として挙げた売上額4,400,000円にはだいぶ届きませんが、一人当りの工賃の額は7,700円/月となり、目標には届きそうです。

玄輝門では一般企業への就職が困難な障害のある方に対し、就労の機会を提供し工賃を支払うとともに、生産活動を通じて技術や能力の向上を図る訓練を実施してきた。利用者一人ひとりの就労意欲に応え、経済的自立につながる仕事を提供するため、障害特性や能力に応じて多様な工程に参加できるよう、幅広い事業を展開している。

就労活動を担う「手芸班」「さをり班」「農耕班」は来年度も引き続き厳しい社会情勢の影響を受け、現状のままでは安定した収益の確保が難しい状況が見込まれる。そのため、現在取り組んでいる作業活動においては、製品の品質向上や付加価値の創出に努めるとともに、新たな販売場所の確保や販路拡大に向けた取り組みを進めていく。

また、経費削減と無駄な支出の抑制により運営の効率化を図り、利益率の高い製品を安定的に生産できる体制の構築を目指す。さらに、従来の内職作業に加えて、契約に基づく受託作業を中心とした新たな事業分野の開拓にも取り組み、利用者により高い工賃を支払える環境づくりを進めていく。

令和7年度の工賃向上委員会で掲げた目標を変更して、売上額4,000,000円へ縮小し、工賃総額1,700,000円として利用者一人当りの工賃の額7,800円/月に設定します。全員で頑張りたい。

班 名		主 な 作 業 内 容
外作業班	農耕班	花卉栽培管理販売・農産物の栽培管理販売
		にんにく作業・地域農家の栽培管理作業の手伝い
内作業班	手芸班	ポリマー製品加工及び手芸品の受託作業
	さをり班	さをり織り製品の製作販売・ミシンの習得及び受託作業

3. 班別内訳

性 別	農業班	手芸班	さをり班	計
男	8人	0人	0人	8人
女	1人	6人	3人	10人

4. 利用者の年齢構成

性 別	18歳～	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	計
男	0人	1人	4人	1人	2人	8人
女	0人	1人	5人	3人	1人	10人

5. 利用者の出身地

市町村	弘前市	黒石市	青森市	板柳町	藤崎町	計
男	4人	2人	1人	1人	0人	8人
女	2人	5人	1人	0人	2人	10人

6. 利用者の送迎体制 今年度も引き続き、法人の車両で無料送迎を行います。

	送迎車コース (朝)	送迎開始時間	7:30～
1号車	玄輝門 ～田舎館村高田～黒石市境松～末広～高賀野～青森市女鹿沢～下十川 ～玄輝門 以上利用者 6名		
2号車	玄輝門 ～弘前市城東～宮園～石渡～糠坪 ～玄輝門 以上利用者 4名		
3号車	玄輝門 ～藤崎町朝日町～GH ～玄輝門 以上利用者 8名		
	送迎車コース (夕)	夏季 4月～11月	送迎開始時間 16:00～
		冬季 12月～3月	送迎開始時間 15:30～
1号車	玄輝門 ～藤崎町朝日町～弘前市糠坪～石渡～宮園～城東 ～玄輝門 以上利用者 5名		
2号車	玄輝門 ～GH～青森市女鹿沢～下十川 ～玄輝門 以上利用者 9名		
3号車	玄輝門 ～田舎館村高田～黒石市境松～末広～高賀野 ～玄輝門 以上利用者 4名		

7. 健康管理

個々の障害特性を的確に把握し、健康の保持・増進を図るため、疾病予防と日々の健康観察を丁寧に行う。異常が認められた場合には、速やかに委託契約先であるときわ会病院で診察を受けられるよう調整し、早期発見・早期治療に努める。また、成人病予防の観点から、定期的な身体測定および健康診断を実施する。さらに、食後の歯磨きの励行を促すとともに、地域歯科医師による歯科検診を実施し、口腔衛生の維持・向上を図る。

8. 防災計画

- ① 屋内及び屋外の防災安全点検を実施し、異常が発見されたら直ちに対策を講じる。
- ② 年2回、火災及び自然災害を想定して避難訓練・通報訓練・消火訓練を実施する。

9. 日課

夏季 4月～10月

午前	7:30	より	送迎
	8:50	9:15	着替え、ラジオ体操、朝会、健康観察
	9:15	12:00	午前の作業(休憩時間10分)
午後	12:00	13:30	昼食・休憩(休憩時間90分)
	13:30	15:30	午後の作業(休憩時間10分、作業時間合計4.3時間)
	15:30	16:00	全館掃除、着替え、集会、帰宅
	16:00	17:00	送迎

冬季 11月～3月

午前	7:30	より	送迎
	8:50	9:15	着替え、ラジオ体操、朝会、健康観察
	9:15	12:00	午前の作業(休憩時間10分)
午後	12:00	13:00	昼食・休憩(休憩時間60分)
	13:00	15:00	午後の作業(休憩時間10分、作業時間合計4.3時間)
	15:00	15:30	全館掃除、着替え、集会、帰宅
	15:30	16:30	送迎

10. 利用者自治会

利用者の自意識向上のため、毎月1回の利用者自身が運営する自治会を開催し、社会的自立心を養う。

11. 施設行事等

利用者の社会的自立促進のため、毎月1回の社会見学等を実施する他、宿泊訓練や野外活動を実施する。

12. 職場実習等

国の基本方針である「脱施設」の流れを踏まえ、障害のある方が地域での生活や就業を目指せるよう支援を進める。利用者本人の希望があり、かつ実習の機会が得られる場合には、施設が仲立ちとな

って可能な限り作業実習を実施し、就職活動へとつながるよう支援する。

13. 職員の職業能力向上

職員が利用者支援に必要な知識と技能を習得できるよう、各種会議や研修を計画的に開催し、ケース記録・指導記録等の整理を徹底する。また、県および関係機関が実施する講習会等へ積極的に職員を派遣し、専門的な知識や技術の向上を図る。これらの取り組みにより、職員がより高い資格・能力を身につけ、専門職としての経歴を高められるよう支援する。

会議・記録の種類	内 容
指導日誌 (動向記録)	各作業班の毎日の指導・援助記録は的確な援助を向上させる。その記録を各班の指導員が整理し、今後の指導・援助に役立てる。
職員全体会議 (朝会、職員会議)	毎朝、朝会を実施し、当日の行事等の確認、作業の確認、利用者の動向などの報告により職員間の統一を図る。職員会議では利用者への計画的な指導・援助・処遇を行うために、玄輝門及び玄輝門住宅Aの全職員が出席して毎月1回実施する。その場での話し合いによって各々の意識や技術力を高めさせる。
個別支援会議	利用者の持っている能力を高めるために、指導員がケースを提出し全指導員が出席し、処遇上の具体的な援助面を検討・協議する。 効果的な指導・援助を行うために、指導上の記録(行事、観察)である動向記録を参考にして整理し、利用者の援助に役立てる計画を構築する。 個別支援計画は年3回4ヶ月ごとに利用者の目標及び方法を設定して本人より確認を取り、計画終了月にそれに対する評価を行う。それを今後の計画に盛り込み、指導・援助活動に役立てる。
給食会議	利用者及び職員の意見を聴き給食に反映させる。 年3回4ヶ月ごとに利用者自治会の後で開催する。
施設サービス 評価検討会議	福祉サービスの苦情解決の取組みの推進や運営適正化の支援等を図ることにより、苦情解決制度等を活用した社会福祉法人・事業所における福祉サービス年3回4ヶ月ごとに利用者自治会の後で開催する。 年1回実施し、問題点等を話し合いによって解決に導き、各々の意識や技術力を高めさせる。
事業継続計画 (BCP) 研修	日々の生活や健康管理をはじめ利用者の生活を支える福祉サービスは、災害発生時においてもサービスの提供を継続する必要性があります。福祉事業の運営に甚大な影響を及ぼす災害時の業務継続の在り方について平常時・緊急時、それぞれの対応の検討を通じて事業活動の停止をできる限り回避し、復旧にかかる時間の短縮を目的とする、実態に即した業務継続計画(BCP)の実践が求められています。 年1回以上実施し、各々の意識や技術力を高めさせる。
感染症対策研修	感染症の基本的知識が理解する。感染症対策を理解し実践する。健康観察を実施し報告する。以上を学習する事で感染症対策に基づいた対処力を獲得し、感染症の発生予防や拡大防止につなげる。 年1回以上実施し、各々の意識や技術力を高めさせる。

<p>身体拘束 ・虐待防止研修</p>	<p>身体拘束・虐待防止研修は、全ての職員へ研修を行い、新規採用時にも身体拘束・虐待防止研修を実施します。身体拘束・虐待防止委員会を1回/年以上開催し、検討結果を全職員へ周知する。 年1回以上実施し、各々の意識や技術力を高めさせる。</p>
-------------------------	--

※ その他、工賃向上委員会等、必要な会議及び研修（玄輝門・玄輝門住宅A）を行う。

14. 利用者の給食

利用者の健康維持・増進を図るため、栄養バランスに配慮した食事提供と衛生管理の徹底に努める。嗜好や行事を考慮し、季節ごとの行事に合わせた一品を提供するなど、季節感のある家庭的な給食づくりを心がける。また、バイキング形式の給食を取り入れることで、利用者自身が食事の分量を把握しやすい環境を整える。さらに、給食への関心を高めるため、毎月の献立表を作成し、前月末日に発行することで、利用者が食事内容を事前に把握できるようにする。

また、食中毒を防止するために次の諸点について徹底する。

- ① 保存食の徹底及び確認
- ② 食品材料の購入時検収の徹底
- ③ 調理従事者の自己衛生管理
- ④ 厨房内の衛生管理、ハエ・害虫の駆除の徹底
- ⑤ 給食作業従事者の毎月の検便検査を実施
- ⑥ 利用者の自己衛生管理の徹底

15. 利用予定者の状況

来年度より新たに利用を希望する方は無く、玄輝門に通う利用者は18名の予定です。

16. 施設行事予定

別紙参照

IV 令和7年度の主な事業

就労製品の販売等

さをり班が中心になって施設独自の展示会を年数回実施する。会場は玄輝門の「新作業棟展示室」・青森市の「アスパム」・弘前市の「百石町展示館」等を予定している。

玄輝門住宅A 「榊2号棟リフォーム工事」

平成17年3月1日の開設以来、地域の拠点として役割を果たしてきた「中島1号棟」ですが、老朽化が著しく進み、耐震工事も未実施のままという深刻な課題を抱えております。建物の安全性や事業継続の観点からも、現状のまま運営を続けることは極めて困難な状況です。このため、令和7年3月に取得した建物（139.11㎡）を活用し、新たに「榊2号棟（定員6名程度）」のリフォーム設計および改修工事に着手せざるを得ません。しかし、工事完了から事業開始に至るまでには、多くの調整や予期せぬ困難が想定され、法人としても大きな負担を抱えることとなります。社会福祉法人改革の趣旨を踏まえつつ、地域に必要とされる拠点を守るためにも必要な工事である。

令和8年度 玄輝門住宅A 事業計画書

はじめに

近年、地域での自立した暮らしを望む方々が増加し、「共同生活援助事業（介護サービス包括型）」であるグループホーム「玄輝門住宅A」はその受け皿としてますます重要な役割を担うようになっていきます。障害者総合支援法においても、利用者一人ひとりの希望や課題を丁寧に確認しながら、一人暮らしに向けた支援や、地域生活へ円滑に定着するための相談支援が明確化されました。これは地域で暮らすという当たり前の願いを実現するための大きな一歩です。さらに、重度化・高齢化・そして親亡き後を見据えた支援体制の強化が求められる中、緊急時対応や施設から地域への移行を推進する地域生活支援拠点等の整備が努力義務として位置付けられました。そこで地域行事への参加や、関係機関との連携強化・家族支援の充実など、地域福祉の基盤づくりにも積極的に取り組んでいます。その中で「玄輝門住宅A」が果たす役割は決して小さくありません。日々の生活支援はもちろん、利用者の将来を見据えた自立支援・緊急時の柔軟な対応・地域とのつながりを育む取り組みなど、地域生活支援の最前線としての責務があります。制度が変わり、社会のニーズが変わり、利用者の人生が続いていく限り、支援の質を高め続ける努力が必要です。

どこで誰と生活するのか。誰からどのような支援を受けるのか。これは制度が決めるものではなく、利用される方自身が選び取るべきものです。私たちはその選択を共に考え、共に支え、共に実現していく存在でありたいと考えています。そのために「極光の会」は制度に縛られた運用ではなく、制度を活かす運用を徹底し、利用者の生活の質を高めるために柔軟な支援を展開してきました。協力機関との連携を深め、地域の中で安心して暮らし・働き・楽しむことができる環境を整えていきます。

制度は人を拘束するために存在するのではなく、人が尊厳をもって生活するためにこそ設けられるものであります。「玄輝門」および「玄輝門住宅A」は利用者一人ひとりが望む自立した生活の実現に向け、今後も不断の努力を重ねてまいります。これらの積み上げこそが地域における安心した暮らしの基盤を形成し、ひいては「極光の会」が掲げる“誰もが地域で輝ける社会”の実現へと結びつくものであります。また、地域生活支援の重要な一翼を確実に担い、地域福祉の未来を支える中核的存在となるため、揺るぎない情熱と責務を果たす行動が求められております。

玄輝門住宅A 「榊2号棟リフォーム工事」

平成17年3月1日の開設以来、地域の拠点として役割を果たしてきた「中島1号棟」ですが、老朽化が著しく進み、耐震工事も未実施のままという深刻な課題を抱えております。建物の安全性や事業継続の観点からも、現状のまま運営を続けることは極めて困難な状況です。このため、令和7年3月に取得した建物（139.11㎡）を活用し、新たに「榊2号棟（定員6名程度）」のリフォーム設計および改修工事に着手せざるを得ません。しかし、工事完了から事業開始に至るまでには、多くの調整や予期せぬ困難が想定され、法人としても大きな負担を抱えることとなります。社会福祉法人改革の趣旨を踏まえつつ、地域に必要とされる拠点を守るためにも必要な工事である。

1、施設の概要

玄輝門住宅A

- | | | | | | | | |
|---|-------|------------------------------|--------------------|------|----|---|----|
| 1 | 施設名 | 玄輝門玄輝門住宅A（介護サービス包括型共同生活援助事業） | | | | | |
| 2 | 所在地 | 榊1号棟 | 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-1 | | | | |
| | | 榊2号棟 | 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-4 | | | | |
| | | 中島1号棟 | 南津軽郡藤崎町大字中島字種元31-5 | | | | |
| 3 | 設置主体 | 社会福祉法人 極光の会（法人認可 平成14年3月22日） | | | | | |
| 4 | 理事長 | 成田 和歌子 | | | | | |
| 5 | 施設長 | 成田 和歌子 | | | | | |
| 6 | 開所年月日 | 平成23年9月1日（旧法 平成17年3月1日） | | | | | |
| 7 | 施設定員 | 中島1号棟 | 4名 | 榊1号棟 | 4名 | 計 | 8名 |

8 施設の規模

- ① 玄輝門住宅A 榊1号棟 榊字宮本37-1
- | | | | |
|----------------|---------|----------------|-------|
| 木造2階建（エレベーター付） | イ準耐火建築物 | | |
| 敷地 | 1933.00 | m ² | |
| 建築面積 | 302.04 | m ² | |
| 建物1階 | 263.33 | m ² | 居住部 |
| 建物2階 | 230.21 | m ² | 福祉避難所 |
| 形態 | 自己所有 | | |
| 施設定員 | 4名 | | |
| 計 | 493.54 | m ² | |
- ② 玄輝門住宅A 榊2号棟（未登録）
- | | | | |
|-------------------|------------|----------------|--|
| 南津軽郡藤崎町大字榊字宮本37-4 | | | |
| 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 | （リフォーム等必要） | | |
| 敷地 | 405.49 | m ² | |
| 建物1階 | 139.11 | m ² | |
| 形態 | 自己所有 | | |
| 施設定員 | 定員6名（予定） | | |
- ③玄輝門住宅A 中島1号棟 中島字種元31-5
- | | | | |
|------|--------|----------------|-----|
| 敷地 | 438.00 | m ² | |
| 建物1階 | 118.53 | m ² | 居住部 |
| 建物2階 | 29.16 | m ² | 居住部 |
| 形態 | 賃貸物件 | | |
| 施設定員 | 4名 | | |
| 計 | 147.69 | m ² | |
- 9 送迎車輛等
- | | | |
|--------|------|----|
| スバルプレオ | 4人乗り | 1台 |
| 大型除雪機 | | 1台 |

2、指導方針

障害により自立した生活が困難となった方々に対し、家庭的で安定した生活環境の下で安心して日常生活を営むことができるよう支援することを目的として運営している。小規模・少人数の共同生活住居において、落ち着いて生活できる環境を整備し、良き関係を形成することで、混乱や行動障害の軽減、心身の安定を図ることを重視する。日常生活動作については職員が利用者と共に行動することにより、家庭的雰囲気の中で生活リズムを整え、利用者が主体的に生活に参加できるよう支援している。

利用者を生活の主体者として尊重し、一人ひとりの状況や希望に応じて、持てる能力を最大限に活用できるよう支援することを基本方針としている。生活の中で役割を担う機会を提供し、これまで経験の少なかった活動に取り組むことで、潜在的な力に働きかけ、新たな能力の発揮を促す。また、利用者がこれまで慣れ親しんできた生活の継続を大切にしつつ、必要に応じて生活様式の再構築を支援し、より安定した生活が送れるよう環境調整を行う。

さらに、利用者の生活上のつまずきや不安を最小限に抑えるため、行動特性や障害特性を踏まえた個別支援を実施する。心身のわだかまりを緩和し、安心感を得られるような関わりを重視し、満足感をもって生活できるよう支援することを目指している。職員は障害特性に関する正しい理解と専門的知識・技術を有し、適切なサービスを提供する責務を負う。利用者には状況に応じた支援を受ける権利があり、その権利が十分に保障されるよう、常に専門性の向上と支援の質の確保に努める。

「玄輝門住宅A」は地域における生活の場として、利用者が尊厳を保持しながら安心して暮らし続けることができる環境を提供することを使命としている。家庭的で温かい雰囲気の中で、少人数の親しみある人間関係を築き、自らの力を活かしながら日常生活を営むことができるよう支援することで、地域生活の継続と自立に向けた基盤づくりを行うものである。

3、指導者の信条

- ① 指導者として自覚と誇りを持ち、思いやりのある指導者であろう。
- ② 利用者と保護者から信頼される指導者であろう。
- ③ 常に健康で明朗な指導者であろう。
- ④ 口より体で指導し、根気強い指導者であろう。
- ⑤ 学びつつ利用者と共に歩む指導者であろう。
- ⑥ 施設に利用者と共に誇りを持ち、職場の融和を図る指導者であろう。
- ⑦ 常に研究心を持ち、修養を積み、計画行動ができる指導者であろう。

4、支援の具体的な方針

- ① 利用者個々の障害等を十分認識し、特性・個性を大切にし、施設職員全員にて同一方針で支援・サービスにあたる。（職員会議等で確認し、個別支援計画作成時に具体的な支援方針を立て、4ヶ月間で評価を行い、方針等を再確認していく。）
- ② 利用者の日々の施設生活等や家庭生活を施設・保護者共に連絡を密にし、互いに理解し合い協力しながら支援にあたる。
- ③ 利用者・職員ともに健康管理には十分に留意し、明るく健康な施設にするよう、全員で努力していく。
- ④ 利用者に対しては、いかなる差別・虐待・体罰・人権侵害等も許さず、どんな微細なことでも話題になるような職場にし、権利を守っていく。（子細は 玄輝門 事業計画書 参照のこと）

- ⑤ 指導者の力量を高めるため、部外の指導者の招聘等、職員の研修体制も整え、指導事例研究会等も計画する。

5、利用者の年齢構成

性別	20歳～	30歳～	40歳～	50歳～	60歳～	計
男	0人	1人	0人	2人	0人	3人
女	1人	2人	1人	0人	0人	4人

6、利用者の出身地

	弘前市	黒石市	藤崎町	板柳町	計
男	2人	0人	0人	1人	3人
女	0人	3人	1人	0人	4人

7、家賃・利用料等

- ① 利用者の利用料金の内訳は 家賃（1号棟20,000円・2号棟40,000円）以外の食材料費、光熱水費、他等は実費とする。ただし家賃については特定障害者特別給付費（家賃補助10,000円）より給付される為、利用者の負担は減少します。
- ② 事業者は1号棟所有者に対し1月金40,000円の家賃を支払う
- ③ 給付費の定率負担額

8、事業所の職員配置体勢と勤務時間

- ① 職員 施設長 1名 8:30～17:30
(玄輝門施設長と兼務)
- サービス管理責任者 1名 8:30～17:30
(玄輝門施設次長と兼務)
- 世話人 2名 6:30～10:30, 15:30～19:30
(榊1号棟と中島1号棟 兼務)
- 生活支援員 2名 8:30～12:00, 13:00～17:30
(玄輝門職員と兼務)

② バックアップ体制

日常的には施設長が当たるほか、グループホーム周辺には複数の玄輝門職員が居住しているので、必要に応じて支援協力しバックアップに当たる。また、玄輝門の緊急管理体制を活用し、緊急時に備える。

9、地域連携推進会議

地域連携推進会議は、玄輝門住宅Aと地域の連携により、利用者と地域との関係づくり、地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、サービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護を推進することを目的に行います。年1回実施し、問題点等を話し合いによって解決に導き、各々の意識や技術力を高めさせる。

10、サービスの内容

① 食 事 （食事時間） 朝食 07:00～08:00

夕食 17:00～18:00

食事については、個々の嗜好に考慮しながら、栄養のバランス等を考慮し、季節感のあるものを提供するようにする。

このほか、利用者個々の嗜好品等については、その実費を利用者の負担とします。

② 日常活動支援

日中、通所施設を利用する場合、または職場に通勤する場合等は、サービス提供事業者や職場等との連絡、調整を行うなど利用者の活動を支援する。

③ 健康管理の援助

a 日常の健康管理については、目視及び問診のほか、事業者の常勤看護師の協力を得る。

b 利用者の主治医等がいる医療機関の受診に際しては、必要に応じて事業者に送迎を依頼するほか、公共運送機関の利用等に当たってはその支援をする

c 緊急時の受診については、事業者が医療契約を締結する「ときわ会病院」（総合病院）及び「ときわ佐藤歯科」で受診する。

④ 金銭管理の援助

a 小遣い帳への記入など、利用者が希望する金銭管理ができるように支援する。

b 必要に応じて金融機関への代行などをする。

⑤ 行政手続きの代行

支援費の支給などの継続再申請に必要な支援をするほか、各種行政手続きなどの代行支援をする。この場合、手続きに係る諸経費は別途徴収する。

⑥ 余暇活動の支援

バックアップ施設と連携した買物実習、趣味活動などの支援をするほか、家族を交えた活動なども行い、地域行事（清掃作業・行事）などへも積極的に参加できるよう支援する。

⑦ 情報の発信

グループホームでの生活や地域活動、就労活動、勤務活動等の成果を家族に報告する。

⑧ 緊急時の対応

事業者は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定するとともに、緊急時に適切な対応支援体制（バックアップ）を確保する。

⑨ 苦情の受け付け及び解決の対策

利用者からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに苦情解決のための解決委員会を設置する。（玄輝門と供用）

⑩ その他運営に関する重要事項

職員の資質向上のための定期的な研修のほか、指導介護等の技術資格取得のための研修を受けられるようにする。

その他 運営に関する重要な事項は、管理運営規程に定める。